

第10回 倉敷市教育委員会議事録

1	開催期日	令和3年8月26日(木)		
2	開会及び閉会時刻	開会時刻 14時00分 閉会時刻 14時47分		
3	場所	教育委員室		
4	出席者	井上正義		
		難波弘志		
		大原あかね		
		仁科正己		
		沼本浩彰		
5	会議に出席した事務局又は教育機関の職員の職氏名			
	職名	氏名	職名	氏名
	教育次長	黒瀬敏弘	課長補佐	堀内秀和
	参事	辻一幸		
	参事	小野敏		
	部長	笠原和彦		
	参事	三宅香織		
	参事	三谷育男		
	次長	山本明		
	課長	長野涉		
6	教育長等の報告			

7 議題 議案第45号 令和3年度9月補正予算案（教育委員会関係分）について

議題 議案第46号 倉敷市立小，中学校学区審議会委員の委嘱について

議題 議案第47号 令和4年度使用教科用図書採択について

8 議事の概要，質問した者の氏名及びその要旨並びに議決事項

別紙のとおり

9 傍聴の状況

公開

傍聴人 0名

議事録者氏名 堀内秀和

議事録署名委員

教育長 井上正義

委員 難波弘志

〈教育長〉 それでは只今から、教育委員会を開催いたします。
只今のご出席は5名、会議は成立いたしました。
この度の教育委員会は、新型コロナウイルス感染症の状況を考慮いたしまして、Z o o mによるWEB会議方式により開催いたしますので、よろしくお
願いいたします。

まず、7月15日開催の教育委員会会議録につきまして、各委員の皆様にお
かれましては、内容をご確認いただきましたでしょうか。

〈各委員〉 はい。

〈教育長〉 前回の会議録につきまして、承認することにご異議ございませんか。

〈各委員〉 はい。

〈教育長〉 ありがとうございます。ご異議ないようですので、前回の会議録を承認する
こととします。

次に、議案第47号「令和4年度使用教科用図書の採択について」は、倉敷
市教育委員会会議規則第13条に基づき、非公開で最後に審議することとし、
そのほかは公開としてよろしいでしょうか。

〈各委員〉 はい。

〈教育長〉 ありがとうございます。ご異議ないようですので、議案第47号は非公開で
最後に審議することとし、そのほかは公開とすることに決定いたしました。
本日の傍聴希望者はございません。

それでは審議にはいります。議案第45号「令和3年度9月補正予算案（教
育委員会関係分）について」のご説明を、辻参事、お願いします。

〈辻参事〉 はい、教育委員会参事の辻でございます。

議案第45号につきましては、9月定例市議会に提出する議案の作成に係る市長への意見の申出について、議決を求めるものでございます。それでは、予算案の概要について、説明をさせていただきます。当日配付資料の3ページをご覧ください。

まず、補正予算の規模でございますが、上段の表、「令和3年度一般会計及び教育費予算額対比一覧表」の下から2行目をご覧ください。教育費につきましては、1億4,988万2千円を増額し、9月補正後の予算額は、130億8,276万円でございます。一般会計に占める割合は6.4%でございます。次に、下段の表、「予算項別一覧表」の一番下をご覧ください。今回の補正予算後の金額は、令和2年度最終予算額と比較しますと、その割合は68.2%でございます。

続きまして、各項目別の歳出につきまして、その概要をご説明いたします。4ページ5ページの「9月補正予算内訳書」をご覧ください。まず、「情報学習センター費」の「オンライン学習環境整備経費」600万円につきましては、自身または家族の新型コロナウイルス感染等により通学が困難となった児童生徒の家庭学習を支援するための備品購入費(ウェブカメラ・マイク)、これを各300台購入することとしております。このカメラとマイクを使いまして、授業の様子をストリーミングにより、欠席を余儀なくされている児童生徒に配信する、こういった取り組みを行うこととしております。ひとつ飛びまして、「小学校建設費」から「幼稚園建設費」までの3項目の合計1億4,368万2千円につきましては、全校園を対象といたしました修繕料でございます。

次の「学校給食費」の「学校給食運営事業」についてでございますが、連島東小学校調理業務委託事業、こちらは調理業務を民間委託するため、7,0

39万5千円を限度としまして、債務負担行為を設定するものでございます。次の倉敷支援学校調理業務委託事業、こちらも調理業務を民間委託するために、8,280万6千円を限度といたしまして、債務負担行為を設定するものでございます。期間は、どちらも令和4年4月から令和8年7月までとしております。続きまして、「共同調理場建設費」の「新共同調理場整備事業」につきましては、(仮称)児島学校給食共同調理場の整備運営に向けたアドバイザー業務を委託するための、2,400万円を限度とした債務負担行為を設定するものでございます。こちらの期間は、令和4年度から5年度でございます。

次の6ページでございますが、今説明申し上げました、3項目の債務負担行為を掲げております。簡単ではございますが、説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

〈教育長〉 はい、ありがとうございました。

それでは、ご質問等ございましたら、お願いします。

〈難波委員〉 「情報学習センター費」の600万円に関しては、昨日、伊東市長も会見でお話しされていましたが、ウェブカメラ及びマイクを各300台購入する経費と説明がありました。現実的にも、学校が休校になったとき、例えば30人全員が学校に来られなくて自宅にいる場合の授業等をその30人に、学校全体でいえばもっとたくさんの数に授業を送信できる体制が整えられているのでしょうか。それから、家庭での機械の交換費用や通信費用などはどのように考えられているのかお聞きします。

〈辻参事〉 まず、今回の補正予算でございますが、自分がコロナウイルスに感染してしまい、自宅待機や自宅療養をしている子どもがオンラインのストリーミングによる授業配信を希望する場合と、家族が感染をされて濃厚接触者として自

宅待機を余儀なくされた、そういった児童生徒が家庭で学習することを、支援することを目的としているものでございます。例えば、学級閉鎖あるいは学年閉鎖になった場合でございますが、こちらは授業の配信ということであれば実績では可能ではありますけれども、そちらはまだ想定していません。通信費のことをお尋ねいただきましたけれども、まずは、家庭にある通信環境あるいはパソコンであるとかネットワーク環境、そういったものをお使いいただくことを想定しておりますが、パソコン等、視聴できる機械がない場合は、G I G Aスクール構想で整備いたしました、1人1台パソコンの方を持ち帰っていただいて使っていただき、家庭に通信環境がない場合につきましては、こちらは今整備しておりますモバイルルーターを使っていただくということを考えておりますので、よろしく願いいたします。その場合、モバイルルーターの通信費につきましては、市費で負担をする予定です。

〈難波委員〉分かりました。Z o o mの会議のような双方向での話し合いを30人の子どもと先生が行うのは現実的に難しいと思いますけれども、一方的に授業の内容をその30人に送るといえるのか、そのレベルまでも、まだ至ってないのでしょうか。例えば、ある教室で学級閉鎖になったので30人が学校に出てこられない場合、学校の授業の様子を30人に送信することは可能なのでしょうか。

〈辻参事〉設備的には可能ではありますけれども、やはり、まだG I G Aスクールが始まりましてネットワーク整備が7月に完成して、ようやくこれから本格的に使い始めたというところで、まだオンラインという画像による授業形態、これがまだ十分にできているかというところはまだ不十分なところがございます。今後、そういった取り組みを進めていくということで、一部で実証実験等も始めて

おりますので、今後、そういったことに向けて取り組みを進めて参りたいと考えております。

〈難波委員〉分かりました。ぜひ、準備を進めていっていただいて、今回、コロナでこういうことになってはいますが、東南海トラフ地震など何が起きるか分かりませんので、ある程度、早く準備をしていた方がいいかなと思っていますので、よろしくお願いします。

〈大原委員〉オンラインでの子どもたちへの配信というのは、始業式が始まったらすぐスタートできるのでしょうか。

〈辻参事〉スタート時期でございますけれども、今回の補正予算成立を待っておりますと、これはどうしても9月下旬になってしまうということで、市議会議員にもご理解、ご協力、ご承認いただき、まずは、今ある予算を使ってできるだけ早く整備を進めるということで、既に準備を開始しております。

〈大原委員〉ということは、学校が始まってすぐに自宅待機となった子どもには授業ができるというわけではなく、しばらく待たなければいけないという理解で間違いないですか。

〈辻参事〉現在、既にカメラとマイクの調達を始めております。ただ、すぐにすぐ入ってこないものもございますので、9月の第2週ぐらいにはできればということで、今頑張っているところでございます。

〈大原委員〉はい、分かりました。ありがとうございます。

〈教育長〉他はよろしいでしょうか。

それではお諮りをいたします。

議案第45号につきまして、可決することにご異議ございませんか。

ご異議無いようですので、議案第45号は可決することに、決定をいたしました。

続きまして、議案第46号「倉敷市立小、中学校学区審議会委員の委嘱について」のご説明を、笠原部長、お願いします。

〈笠原部長〉はい、学校教育部の笠原です。

会議資料1ページをご覧ください。議案第46号「倉敷市立小、中学校学区審議会委員の委嘱について」でございますが、学区審議会は、小、中学校の学区の調整を行う必要が生じた際に開催されるもので、委員については、倉敷市立小、中学校学区審議会条例第3条及び第4条に基づき、委嘱を行うもので、この度、議決を求めるものでございます。2ページに小、中学校学区審議会委員の新旧対照表をお示ししております。任用基準に関する規定（任期8年）により、新たに1名の方に委員をお願いしております。現在の委員の任期が令和3年8月31日までですので、新たな任期である令和3年9月1日から令和4年8月31日までの委員の委嘱のご承認をお願いするものでございます。3ページには、新任委員を含めた委員一覧をお示ししています。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

〈教育長〉はい、ありがとうございました。それでは、ご質問等ございましたら、お願いします。

〈大原委員〉前にも少し申し上げましたが、令和の時代になっても平成生まれの方がいらっしやらない、しかも、8年も長い任期のもの、また、学区というのは保護者世代に近い方がいた方がいいのかなと思いますので、年齢が高い感じがします。これは、希望でお願いします。いろいろ学識経験者、学校長とかも必要だと思いますけれど、やはり、若返りというところも意識するということで、今後、気をつけていっていただけたらと思います。よろしく願いします。

〈仁科委員〉 この2年間ずっとコロナという状況の中で、この小、中学校学区審議委員会や他の委員会がどのように開催されているのか分からないのですが、リモートなどの形に移行する予定というのはないのでしょうか。

〈笠原部長〉 学区審議会は、学校の新設ですとか、統合ですとか、廃校等による学区の調整などを行う会議ですので、当然、あまり頻繁に行われてはおりませんが、今、仁科委員さんが言われたように、会を開催するときには、リモートであるとか、書面開催の工夫をしていきたいと考えております。

〈仁科委員〉 分かりました。

〈教育長〉 他はよろしいでしょうか。

それではお諮りをいたします。

議案第46号につきまして、可決することにご異議ございませんか。

ご異議無いようですので、議案第46号は可決することに、決定をいたしました。

続きまして、報告事項に移ります。

『「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」について』のご説明を、辻参事、お願いします。

〈辻参事〉 はい、教育委員会参事の辻でございます。

委員会資料の4ページをお願いいたします。この点検・評価は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条の規定に基づき毎年実施しているもので、教育行政事務の管理及び執行の状況について、点検・評価を行い、その報告書を作成し、これを市議会に提出するとともに、ホームページに掲載し公表をしているところでございます。1の本年度の点検・評価の対象年度でございますが、こちら令和2年度でございます。報告の内容につきましては、(1)教育委員会の活動状況、それから、(2)教育委員会における事

務の点検・評価でございます。事務の点検・評価につきましては、倉敷市教育振興基本計画の13の基本施策ごとに掲げた数値目標につきまして、市民アンケートなどの結果から分析を行い、基本施策ごとに課題と今後の取組み方針を整理し、学識経験者から意見もいただきまして、10月の教育委員会におきまして素案を提示させていただきます。この素案を提示させていただきますにご意見をいただき、そのご意見を踏まえまして、11月開催の教育委員会にて最終案のご協議をいただきたいと考えております。3の公表につきましては、倉敷市全体で実施する施策評価の公表後に、速やかに市議会に提出を行い、あわせて、市のホームページ上で公開の予定でございます。説明は、以上でございます。よろしくお願いたします。

〈教育長〉 はい、ありがとうございました。それでは、ご質問等ございましたら、願いたします。

それでは、続きまして、「倉敷市立高等学校体制整備基本計画（令和3～6年度）（令和3年度公表分）について」のご説明を、笠原部長、願いたします。

〈笠原部長〉 はい、学校教育部の笠原です。

教育委員会資料5ページをご覧ください。「倉敷市立高等学校体制整備基本計画（令和3～6年度）」についてご報告いたします。昨年度6月に、「倉敷市立高等学校教育体制等検討委員会」から最終提言をいただき以来、議論を重ねて参りました。

まず、「1 計画策定の趣旨」については、お読みください。

次に、「2 市立高等学校の現状」についてですが、特に資料の下線部をご覧ください。一つ目の○にありますように、「倉敷市立高等学校の総生徒数が減少」しており、「特に夜間部の生徒数の減少が顕著」で、今後の中学校

卒業者の減少等により、「定時制高等学校に入学する生徒数の減少は一層進むもの」と予想されております。そして、これら生徒数の減少による学校の小規模化は、次の○にあります「集団生活を通して得られる教育効果を十分に得られなくなる」ことにつながるといったことが危惧され、また、三つ目の○にあります「倉敷市立高等学校に通学する生徒の中で正規社員として働く者は現在ほとんどいない」というように、現在、小・中学校のときに不登校を経験するなど、多様な学習経歴の生徒が多く入学している現状等からも、その役割は大きく変化してきているとともに、次の○にありますように、「校舎等の老朽化」等も進んでいる現状がございます。以上のようなことから、○の最後、「今後、市立高等学校が地域の要請に応え、多様な生徒の実態に応じた後期中等教育の場として位置付けられるためには、学校規模の適正化と教育内容の充実を目指すことが喫緊の課題」となっています。

次に、「将来は地元に着し、貢献できる人材の育成に向けて」、提言にも示されておりますが、「3 魅力ある高等学校教育の実現にむけた方策」として、以下の6点について、今後、重点的に検討して参ります。（1）～（6）でございます。ご覧いただけたらと思います。

最後に、以上のような現状や方策を踏まえた上で、今年度公表分として、4のところ、今後、進めていく方向性について示しております。右の一番下、四角の中をご覧ください。精思高等学校と玉島高等学校につきましては、玉島高等学校は、学科の共通性を鑑みて精思高等学校と統合し、校地は移転を含めて検討します。翔南高等学校につきましては、現在の総合学科内の4系列に、近年の保育需要に鑑み、保育に関連した教育内容の追加について検討します。工業高等学校につきましては、前身が県立倉敷工業高等学校の定時制課程であったという経緯も踏まえ、県立移管を岡山県教育委員会と

協議・調整いたします。真備陵南高等学校につきましては、入試等における今後の志願状況を注視し、適正な在り方を検討していきます。

最後に、子どもたちを中心に据えまして、ふるさと倉敷を誇りに思い、このまちの未来を力強く担う人材の育成を進めるために、生徒一人一人のニーズに柔軟に応える新たな役割を持つ高等学校として、教育内容の充実を図って参りたいと考えております。ご理解のほど、よろしく願いいたします。説明は以上です。

〈教育長〉 はい、ありがとうございます。それでは、ご質問等ございましたら、願います。

〈大原委員〉 工業高校の件です。県立移管ということですが、夜間高校であるということには守っていただけたらと思っていてよろしいでしょうか。

〈笠原部長〉 学校教育部の笠原です。玉島高等学校と精思高等学校も、普通科と商業科が両方ともございますが、玉島高等学校の普通科は昼間でございます。昼間でございますので、そのまま統合していくということは困難な現状もございます。精思高等学校は夜間ですので、運動場がないので西中学校から照明を点けて借りているという現状も今ございまして、日中どうするのかということになったときには、そこにありますが校地も含めて検討するということになっております。同じように工業高等学校につきましても、今、夜間でございます。元々、県立の倉敷工業高等学校の定時制というところから倉敷市立になったわけですが、当然、夜間がいいのか、どういう残し方があるのかも含めて、まずは、県の方への移管をお願いに行きます。夜間のまま残していただけるのか、そのあたりも含めて、これから検討でございます。夜間のニーズがなくなっているから単純に閉じてしまうというようなことは全く考えておりません。残せるところは残すことを含めて検討して参ります。

〈大原委員〉ありがとうございます。学びの多様化というところなので、SDGsを推進している倉敷市として、きちんと学生たちのニーズを担保していただきたいと思います。よろしくお願いします。

〈沼本委員〉令和2年の6月作成の計画を踏まえ、総合的に判断されたことと思いますが、市立玉島高校の統合については新聞で知った次第です。先の教育委員会議で、市立高校の建屋評価が全てD評価ということをおっしゃったことを思い出します。ここに書いてあるように、令和5年までは市立玉島高校は在ると思いますので、漏電での火災とか、災害による倒壊などが無いよう、安全を担保できるように必要な措置をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

〈難波委員〉今後の方向性のところですけども、倉敷翔南高校は、「近年の保育需要に鑑み、保育に関連した教育内容の追加について検討します」とありますけども、高校を卒業した時点で保育園などに就職できる資格が取れるのでしょうか。分かる範囲でお答え願えればと思います。

〈笠原部長〉学校教育部の笠原です。高等学校だけでは保育士の資格は得られません。ひとまずこの高等学校の方で保育に関する基礎的な学力の定着を図りつつ、また、保育に関する専門的な知識も学びながら高校を卒業して、大学か短期大学の保育学科へ進むこととなります。その前段階で、保育に向けて夢を実現すると申しますか、自己実現をしていく子どもたちを育てていくことを想定しています。

〈難波委員〉ぜひ、3年間基礎的なことを学び、大学、短大に行って資格を取り、現場で働いていただけるような人材を育てていただければと思います。よろしくお願いします。

〈教育長〉それでは、引き続きまして、「令和4年度倉敷市立高等学校入学者選抜実施大要について」のご説明を、笠原部長、お願いします。

〈笠原部長〉 学校教育部の笠原です。

委員会資料 6 ページをお開きください。「令和 4 年度倉敷市立高等学校入学者選抜実施大要について」 ご報告いたします。

まず、この大要は、倉敷市立高等学校入学者選抜の基本的事項を定めたものでして、本年 7 月に発表されました岡山県立高等学校入学者選抜実施大要に準じて作成をしております。今後、この実施大要を中学校、高等学校に周知をしまして、例えば、募集定員等につきましては、岡山県教育委員会と協議の上、11 月末までに決定をして、実施要項に示すこととなります。おおまかにはそういう流れでございます。

続きまして、具体的なことについてご説明いたします。6 ページの「一般入学者選抜」について、「1 選抜の方針」においては、選抜方法、調査書の重視、学力の判定等について述べております。「2 学力検査」については、倉敷翔南高等学校の昼間部と真備陵南高等学校は、県立全日制と同じ第 I 期（3 月中旬）に入試を実施し、精思高等学校、工業高等学校、倉敷翔南高等学校夜間部、玉島高等学校は、第 II 期（3 月下旬）で実施をいたします。実施教科は、昨年度と同様、国語、数学、外国語（英語）の 3 教科でございます。続いて、「3 面接」ですが、面接は従来どおり、全ての学校、学科、コースで実施いたします。「4 作文」、「5 適性検査」については、真備陵南高等学校は作文を含む適性検査を実施します。その他 4 校については、作文のみ実施ということになっております。次に、「6 追検査」についてですが、県立高校の入試制度改変に伴いまして、3 年前から導入された制度です。倉敷翔南高等学校と真備陵南高等学校の一般入学者選抜で実施いたしますが、具体的には、検査の当日に、インフルエンザの罹患ややむを得ない理由

により欠席した生徒に対して実施されるものです。「8 日程」につきましては、県立高校に合わせて資料にお示しをしている日程で実施します。

その下に「特別入学者選抜」について書いてあります。実施校は2校です。募集人員は、倉敷翔南高等学校が定員の50%、真備陵南高等学校が定員の30%となっています。8ページに入りまして「5 学力検査」も先程と同じように、国語、数学、外国語（英語）の3教科の「検査」と「面接」、そして学校によっては、「作文」、「小論文」、「口頭試問」を「選択実施する検査」として県立高校の日程に合わせて実施をいたします。

9ページに入ります。「成人のための定時制課程入学者選抜(成人特別選抜)」についてです。昨年度と同様、県立高校の日程に準じて、倉敷市立の4高等学校で実施を予定しております。

最後に10ページですが、先程の報告事項、「倉敷市立高等学校体制整備基本計画」の中で報告しました「倉敷市立精思高等学校」と「倉敷市立玉島高等学校」を統合し、令和6年度末には玉島高等学校の閉校を予定しているということから、この資料10ページの【別表】の中の玉島高等学校の「商業科」の募集を「3年間修了のみ募集」としています。実は、今は4年間のコースもありますが、ここ10年、4年生コースを希望して卒業していった生徒はおりません。また、令和6年度末には閉校を予定しているということから、その記述を入れたのが昨年との変更点でございます。

〈教育長〉 はい、ありがとうございました。それでは、ご質問等ございましたら、願います。

それでは、続きまして、「令和4年度倉敷市立倉敷支援学校高等部入学者選抜実施大要について」のご説明を、笠原部長、願います。

〈笠原部長〉 委員会資料 1 1 ページをご覧ください。「令和 4 年度倉敷市立倉敷支援学校高等部入学者選抜実施大要について」 ご報告いたします。

まず、1 の「選抜の方針」についてですが、選抜にあたっては、調査書、諸検査及び面接の結果等を資料として総合的に判断します。2 の「募集定員」ですが、昨年同様、普通科 3 5 名です。3 の「出願の条件」ですが、中学部等の卒業に加えまして、身辺自立や自力通学等についての要件を求めています。4 で「出願の制限」として、県立特別支援学校高等部への重複出願ができないことを示しています。5 では、「通学区域等」について示しています。7 では、「日程」を示しています。合格者の発表が令和 4 年 2 月 1 0 日（木）です。以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

〈教育長〉 はい、ありがとうございました。それでは、ご質問等ございましたら、願います。

それでは、以上で非公開案件を除く議題は全て終了いたしました。非公開に入る前に、難波委員からコロナについてのお話をお伺いしようと思うんですが、現在、ご存知のように、平年であれば、8 月 2 6 日から 2 学期の始業式が始まるどころ、9 月 1 日から新学期を始めるということで、今、夏休みの延長状況に入っております。来週 8 月 3 1 日までは休みで、その次の週は 9 月 1 日から 3 日の 3 日間は、現在のところ考えているのは、午前中だけ授業を行って給食を食べて下校をすることとしています。その 3 日間で、学校でのコロナの対処、つまり、手洗い、うがい、距離をとる、今まで以上に徹底した消毒をするなどを子どもたちに指導し、これ以降、学校で感染が広がら

ないように努めていきたいと考えております。今のところ、1学期に比べてやっぱり夏休みに入ると、小、中学校の子どもたちの感染は増えてきている状況でございます。今は学校が休みなので感染は広がっていないんですが、今後クラス中へ広がらないように、対応を徹底していきたいと考えております。

それでは、難波委員さんからコロナについてのご指導の方をお願いできたらと思います。

〈難波委員〉現在のCOVID-19の第5波はこれまでで最大の流行になっています。

岡山県にも明日から緊急事態宣言が発せられる予定です。現在流行している新しい変異株のデルタ株は既存株に比べて感染力、重症化率とも上昇し違うレベルのウイルスになっていると言われており、デルタ株に80～90%おき変わっているそうです。保護者が感染し濃厚接触者の家族を検査すると、デルタ株では多くの幼児、学童生徒に感染しているようです。その対策としては必要な場面でのマスク着用、3密を避けての行動などこれまでの対策を徹底していただきたいと思います。また、緊急事態宣言に合わせて2学期の開始を遅らせるなど適切な対応を取り、第5波で終わらせたいものです。ワクチン接種も進んでいますし、今が正念場と考えています。

次にワクチン接種に関してですが、今月30日より12歳以上の人全て接種可能になります。ファイザー社製、モデルナ社製どちらのメッセンジャーRNAワクチンとも12歳から接種可能です。変異株に対する有効性はやや減弱の可能性も言われていますが、重症化予防に関しては不変とも言われて

います。ワクチン接種にはメリットがありますが、副反応（有害事象）もあります。厚生労働省のホームページには、新型コロナワクチン接種に関しての説明、「Q&A」などが詳しく記載されていますので、保護者の方々にはそれらを確認した上で接種を考えていただければと思います。

これからの季節様々な行事がありますが、できる限りの対策を取りながら子どもたちが例年通りの経験が出来ることを期待しています。

今以上の大きな波が発生せず、ワクチン接種が進みこれまでの日常に近い生活・学校生活が取り戻せる来年度になることを期待しています。

〈教育長〉 はい、ありがとうございます。教育委員の皆様方で、何かこの機会にご質問とか何かご意見がありましたら、お願いいたします。

〈大原委員〉 2点あります。まず、ワクチン接種について、教職員の方たちの中で希望している方は、全員接種できているという認識でいいのでしょうか。それから、虐待の防止や給食の提供の面から、ある意味、学校が子どもたちの逃げ場になっているという話を報道で耳にします。実際に、学校があることで助かっている子どもたちが倉敷市内にいいのかどうか、いるとしたら大体何%ぐらいの子どもたちにとって、学校が開いているということが生きてく上で重要なのかということをお教えください。

〈三宅参事〉 学校教育部の三宅です。

教職員のワクチン接種は、優先的に接種しているので、希望者については、ほぼ打っているという認識でいます。昨日、文科省の方から割と強めのメッセージがありましたが、様子を見ていた教職員もいるかもしれないので、集

団接種会場の余力があるところで接種ができるよう調整を行っています。できるだけ接種してもらうようにしていますので、ほぼ希望される方は打てているという認識しております。

〈笠原部長〉 学校教育部の笠原です。

教育委員会は、子どもが児童虐待にあることを知ったり、アザなどがあれば躊躇することなく、命を守るためにも、関係機関に対して報告を行っています。やっぱり子どもにとっては集団生活が、真備地区の災害のときもそうでしたけど、みんなで頑張ろうとするエネルギーになっていることは事実でございます。家庭に難しいところがあっても、学校に来て子どもたちが学び、そして、友達と共同でいろんなことを作り上げたりする中で、成長していく姿をたくさん見て参りました。そういう意味では、大原委員さんが言われるように、学校を開け、集団生活の中で学ぶことは、学校教育の大きな目的だと思います。人数は持ち合わせていませんが、一定程度の児童生徒にとっては、学校に来ることがリズムにもなり、セーフティーネットにもなっていることと認識しています。

〈大原委員〉 ありがとうございます。まさに、今、言っていたいた、学校がセーフティーネットという場になっているのだとしたら、感染対策と学校が開いていることを両立させるのは大変なんだろうなと思い、お聞きしました。

〈教育長〉 はい、ありがとうございます。他はよろしいでしょうか。

それではひとまず、本日の案件は全て終了ということで、この後は非公開の審議に入りたいと思いますので、関係者以外の方は退席をお願いします。